

第1章 保存活用計画の目的

第1節 計画策定の背景と目的・理念

(1) 背景

雲龍山 本證寺は、鎌倉時代後期に開かれ、三河三か寺の一つに数えられる真宗（浄土真宗）の名刹である。永禄6年（1563）の三河一向一揆では、拠点の一つとして徳川家康と争った。翌年には一旦は和議が結ばれるが、家康による本願寺派からの離脱命令を拒んだため、僧侶は領国外へ追放され、寺は破却されたと伝えられる。一揆の罪が赦され、環住が認められたのは約20年後のことである。

江戸時代の本證寺は、本山（東本願寺）と末寺との間に位置する中本山と、領主や寺社奉行と触下寺院とを結ぶ触頭ふれがしらの地位を併せ持ち、幕末には200余の末寺・触下寺院を有するなど、寺勢は拡大して栄えた。また、大名家との関係も深く、本證寺門徒であった近江国水口藩加藤家は、本尊を納める宮殿くうでんなどの寄進を行っている。

明治時代になると、本山末寺制度の解体、寺領の没収により、本證寺は厳しい時代を迎える。こうしたなか、明治19年（1886）には内務省から建造物に対しての保存資金が下賜され、大正7年（1918）の善光寺如来絵伝と聖徳太子絵伝の国宝（現重要文化財）指定など、公的補助による文化財保護も進められた。また、昭和34年（1959）には、かつての寺内地の一部が「本證寺境内地」として愛知県の指定史跡となっている。

本證寺の場合で特徴的なのは、地域の支援によって支えられてきたことである。昭和33年（1958）には行政関係者を中心に本證寺奉賛会が結成され、文化財の修理資金の積立支援制度が始められた。さらに、平成5年（1993）には本堂の解体修理にあたっての補助金陳情と募金活動のため、桜井地区文化財保存会が設立された。

このように、時代の流れによって幾多の変遷を繰り返したものの、本證寺はその歴史を今日まで連続と伝えてきた。あわせて、建造物や寺宝である文化財群とともに、三河一向一揆当時の堀や土塁が残るなど、文化財としての価値も継承されてきている。こうしたことが評価され、平成27年（2015）3月10日には、「本證寺境内」として国の史跡に指定された。

以上のような状況を踏まえ、本證寺の持つ本質的価値を次世代へ確実に継承するとともに、広く市民が理解し、共有し、そして活用していくため、安城市教育委員会では、今後の本證寺境内のあるべき基本的方向性を定めてきた。それが、平成21年（2009）の「本證寺境内地保存活用整備基本構想」（以下「基本構想」という。）と、平成26年（2014）の「本證寺境内地保存活用基本計画」（以下「基本計画」という。）である。

これらに続く本計画では、基本構想及び基本計画の内容を基礎として、最近の発掘調査、史料調査等の成果、文化庁の指導、地元住民・地権者の意向のほか新たに設置した「本證寺境内保存活用計画検討会議」（以下「検討会議」という。）における議論等を反映させて、国指定史跡 本證寺境内を適切に保存管理するとともに、活用・整備することを目指している。

なお、安城市としては、本證寺境内周辺を史跡公園として整備し、市制施行70周年にあたる平成34年（2022）に一般供用が開始できるよう、本證寺境内整備事業（以下「2022年計画」という。）を進行させている。

(2) 目的

本計画の目的として、次の2点を設定する。

1. 堀や土塁などの遺構、建造物群などの本證寺の文化財（本質的価値）を保存し、次世代へ継承する。

- 方針
1. 本質的価値と構成要素を明らかにするとともに、取扱い基準を設定する。
 2. 将来の保存の方向性について提示する。

文化財に価値があるのは、悠久の時を経て、実物が残されているからである。文化財を保存し、次世代へ継承することこそが、全ての原点となる。

ただ、そうして残された実物資料も、それらのどこに本質的価値があるのか不明確である場合がある。よって、まず本質的価値とその構成要素を明らかにすることで、構成要素ごとの保存管理の具体的方法が見えてくる。そして、特に史跡（土地）についての現状変更の取扱い基準を設定する。さらに、将来の指定地及び未指定地の公有化、そして追加指定の方向性を示す。

2. 魅力的な活用整備をすることで、「まちづくり」の中心とする。

- 方針
1. 本證寺の本質的価値の構成要素を顕在化させ、市民が見てわかるようにする。
 2. 周辺を史跡公園として整備し、観光目的も含め、人々が集う魅力的な場所とする。
 3. 三河一向一揆と本證寺の魅力を内外に発信し、シティプロモーションを推進する。
 4. イベントやボランティア活動を支援し、誇りや郷土愛を育み、連帯感を高める。
 5. 「まちづくり」の中心となる、歴史や文化を継承する風土や人材を育てる。

文化財は、ただ残されているだけでは、その目的を十分に果たしているとはいえない。その価値を理解し、広く市民の間で共有し、そして活用していくことが求められる。史跡の場合、それを可能にするのが整備である。

まず、その価値を理解するためには、本質的価値の構成要素を「見てわかる」状態にすることが必要である。そして多くの市民が価値を共有するためには、魅力的な存在でなくてはならない。この場合、多くの方が訪れる観光地としての魅力とともに、その魅力を様々な媒体を使って発信し、人々の心に訴えかけることで、本證寺だけでなく桜井地区や安城市の「良いイメージ」を形成することができる。そこから地域への誇りや郷土愛（シビック・プライド）が生まれるのである。

こうした誇りや郷土愛を抱く市民は、歴史という概念を共有することで連帯感を形成するとともに、様々な形で社会に積極的に参加しようとする。それが、史跡の価値を高めるイベントであり、ボランティア活動である。これらが活性化することで誇りや郷土愛、連帯感はさらに高まる。そして歴史や文化を継承する風土や新しい人材が育っていく。

こうした一連の流れを、本計画ではソフト的な意味での「まちづくり」と呼んでいる。この道筋を示すことが、本計画におけるもう一つの目的である。

(3) 理念

以上の事項を踏まえ、国指定史跡 本證寺境内の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理するとともに、「まちづくり」の中心として地域に根ざした形で整備活用するため、次のように基本理念を設定する。

本證寺境内の保存、活用、整備の基本理念

国指定史跡 本證寺境内を、
史実に忠実（※1）な復元と、
魅力的（※2）な活用をすることにより、
「まちづくり」の中心となるような史跡公園として整備していきます

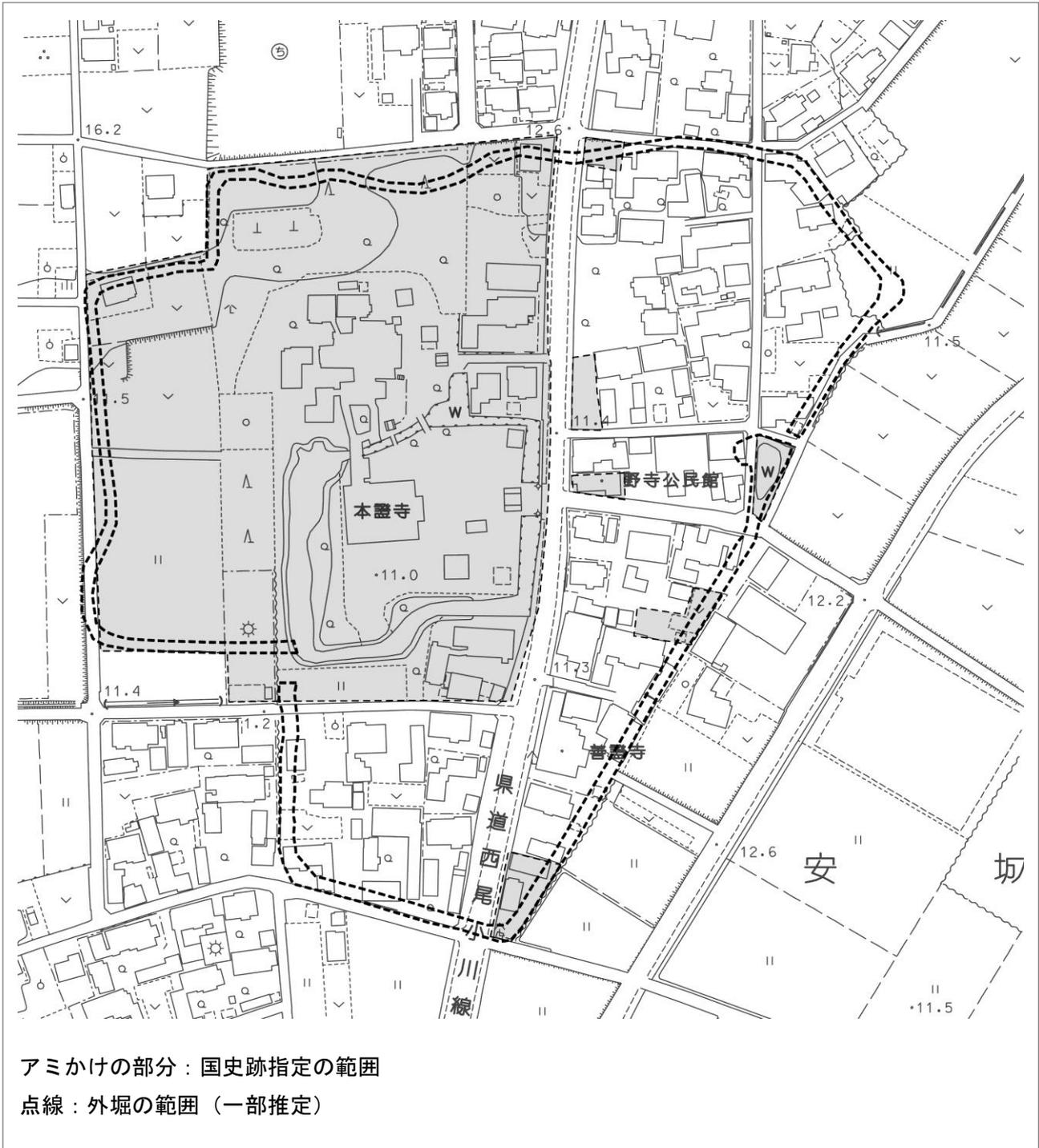
※1 史実に忠実（＝オーセンティシティー）・・・発掘調査及び史料調査の成果に基づき、歴史学（考古学）及び関連諸分野から真実性が検証された遺構等の保存整備（学問的根拠のある修復・復元等）

※2 魅力的（＝アミューズメント）・・・一般市民にとってわかり易く魅力のある活用整備（本證寺境内の構成要素となる堀や土塁、歴史的建造物、その周辺の遺跡や歴史遺産を活かした野外ミュージアム的な整備）

このように、歴史を学び、史跡（文化財）を保存、活用、整備することによって、先人の歩んだ道を振り返り、市民に未来への指針を考える基礎を与えることが可能となるのである。そして、これらを通して、「健全な住民自治、地方自治の精神的基盤を形成すること」こそ、文化財を保護する究極の目標といえる。

第2節 計画策定の対象範囲

計画策定の対象範囲は、おおむね外堀に囲まれた範囲及びその周辺とする。



1-2-1 計画の対象範囲

第3節 本證寺境内保存活用計画検討会議の設置

(1) 保存活用計画検討会議

保存管理計画の策定にあたり、「本證寺境内保存管理計画検討会議」（「検討会議」）を組織した。委員には、学識経験者、地元有識者等を選定し、5回の検討会議を開催して議論を行った。

検討会議委員は以下のとおりである。

本證寺境内保存活用計画検討会議委員名簿（敬称略）

（委員）

分野	氏名	所属
学識経験者 （副委員長）	むらおか みきお 村岡 幹生	中京大学文学部教授（日本中世史）
学識経験者	すずき まさたか 鈴木 正貴	愛知県埋蔵文化財センター調査研究専門員 （日本考古学）
地元有識者 （委員長）	あまの のぶやす 天野 暢保	安城市文化財保護委員会委員長
地元有識者	はやし まさひろ 林 昌弘	安城市文化財保護委員副委員長
地元関係者	おやま こうえん 小山 興円	本證寺住職
地元関係者	や た まさかつ 矢田 正勝	野寺町本證寺委員
地元関係者	すぎうら まさし 杉浦 政司	野寺町本證寺委員

（助言者）

氏名	所属
さとう まさと 佐藤 正知	文化庁記念物課 主任文化財調査官
のぐち てつや 野口 哲也	愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室主査

（事務局）

氏名	所属
すぎやま はるき 杉山 春記	安城市教育委員会 教育長
かみや ひでなお 神谷 秀直	安城市教育委員会生涯学習部 部長
まき ひろゆき 牧 浩之	安城市教育委員会生涯学習部文化振興課 課長
さいとう ひろゆき 齋藤 弘之	安城市教育委員会生涯学習部文化振興課 文化財係長
いとう もとゆき 伊藤 基之	安城市教育委員会生涯学習部文化振興課 文化財係専門主査
にしじま ようすけ 西島 庸介	安城市教育委員会生涯学習部文化振興課 学芸員

国指定史跡 本證寺境内保存活用計画検討事項

検討スケジュール

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
第1回（3月19日）					○								
第2回（8月4日）	○	○	○	○	○								
第3回（9月15日）			○	○	○	○							
第4回（11月19日）					○	○	○	○	○	○			
第5回（1月21日）					○	○				○	○	○	○

1. 計画策定の目的と理念の検討

今後の整備計画も視野に入れた、保存活用計画の目的及び基本理念を定める。

2. 保存活用計画の基本方針の検討

基本方針を検討し設定する。特に史跡部分だけでなく周辺地域の将来像について、定まったイメージが共有できるようにする。

3. 対象範囲とそのゾーニングの検討・設定

本證寺境内の本質的価値とその構成要素の及ぶ対象範囲について検討し、設定する。具体的には、「寺内」周辺の歴史的経過や、景観を考慮する。また、具体的な地区別保存管理及び活用整備のためのゾーン設定をそれぞれ行う。

4. 本質的価値と構成要素についての検討

各種調査で明らかとなった本證寺境内の本質的価値について明確に把握する。

また、そうした本質的価値の構成要素については、史跡指定地（土地）などの直接的要素だけでなく、建造物や景観、無形文化財など不可分一体の諸要素を整理して、価値全体の構成要素とする。

5. 保存管理基準の検討

本證寺境内の本質的価値の構成要素について、ゾーニングによる区域ごとの保存管理基準をそれぞれ検討する。具体的には、次のとおりとする。

（1）保存管理の方法

（2）現状変更等の取扱い方針及び基準

（3）公有化する範囲と将来の公有化の計画

（4）環境を構成する諸要素（自然環境や景観等）の保存管理

6. 遺構保存手法の検討

堀と土塁などの遺構について保存手法（保存処理、保存修理、復元修理、保存施設など）を検討し、設定する。具体的には、北側雑木林内の土塁の崩落防止手法が主な対象になる。

7. アクセス及び動線の検討

最大集客数等を踏まえた圏域を推定し、計画区域へのアクセス方法とともに、駐車場の広さやレンタサイクルなどのアクセス手段を検討する。また、計画区域内において、様々な本質的価値の構成要素が有機的に結合できるような動線を検討し、設定する。

8. 導入施設の検討

案内・学習施設（遺構説明板、ガイダンス施設等）、休養施設（「おもてなしの場」、^{あずまや}四阿、ベンチ、広場等）、便益施設（便所、駐車場等）、安全管理施設（柵、照明、サイン等）など、史跡公園的な整備に必要な諸施設を検討し、設定する。

9. 空間構成、整備水準及び維持管理、防災保安計画の検討

史跡公園として整備した場合の景観、散策、歴史・環境学習、レクリエーション等のニーズに応えるための空間的構成、整備水準及び維持管理方法を検討する。具体的には、前項の導入施設のほか敷地造成、植栽、給水、雨水排水、汚水排水、園路広場、修景施設、グラウンドコート施設、構造物撤去、仮設等の計画について十分な検討を行った上で設定するものとする。

あわせて、火災や震災などの防災計画、防犯等の保安計画を検討し、設定する。

10. 地域に根ざし、「まちづくり」の中心となる位置付けの検討

本證寺境内全体が適切に保存管理され、広く活用されるためには、地域に根ざし、「まちづくり」の中心に位置付けられるような包括的な活用整備を行う必要がある。そのためには、周囲の景観を維持する何らかの「まちづくり」ルールが設けられることが望ましい。また、ボランティア活動など地域と協力した施設等の運営方法や、そのための体制整備も不可欠である。さらに、学校教育との連携も求められる。これらについての検討を行う。

あわせて、ウォーキングコースとしての利用など、市民の「健康づくり」へ寄与できる方策の検討を行う。

11. 事業計画の見直し

本證寺境内全体において、整備が必要となる区域、整備内容を整理し、史跡整備までのスケジュール（短期計画、中長期計画）を検討する。

また、そのために必要な発掘調査を計画する。あわせて、全体での概算事業費を算出するとともに、「歴史まちづくり法」などによる交付金、補助金等の支援制度を整理する。

- (1) 年度計画（短期計画、中長期計画）
- (2) 発掘調査計画
- (3) 概算事業経費

12. 事業化に向けての課題等の整理

本證寺境内全体を整備する計画区域のうち整備・公開を進めるにあたり、課題となる事項について整理する。

- (1) 保存管理・運営に関する計画（地域住民、他寺院、市等の連携協力、責任分担など）
- (2) 周辺に関連文化財との有機的結びつきの計画
- (3) 今後必要となる調査、手続き等

13. その他

これまでの検討内容に含まれなかったが、必要と考えられる事項について検討する。



1-3-1 本證寺境内保存活用基本計画検討会議

(2) 議事抄録

第1回 本證寺境内保存活用計画検討会議

日 時 平成27年3月19日(木) 午後1時30分から4時

場 所 安城市歴史博物館講座室

出席者 天野暢保委員長、村岡幹生副委員長、鈴木正貴委員、林昌弘委員、小山興円委員、矢田正勝委員、杉浦政司委員、野口哲也愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室主査

内 容

1 委員長、副委員長選出

2 委員長、副委員長あいさつ

3 報告・協議事項

(1) これまでの経過報告

平成26年11月21日に答申、翌27年3月10日に指定された。(事務局)

平成26年11月22～24日に地域住民主催の「本證寺史跡めぐりと講演会」を開催。(事務局)

県道西尾小川線が危険、駐車場が不足しているなどの意見が出されている。(委員)

今後も地元への説明を続けていくべき。(委員)

(2) 第15次発掘調査と第16次発掘調査

第15次調査では、外堀の東の端を確認した。(事務局)

第16次調査では、本堂の西側で沼または池を確認した。(事務局)

沼または池は、庭園の一部である可能性はないのか検討すべき。(委員)

初期真宗寺院(道場)の立地を考える上で重要な発見。(委員)

(3) 本證寺境内地保存活用基本計画と本證寺境内整備事業

史跡公園を「まちづくり」の中心となるように位置づけて整備していく予定。(事務局)

本證寺周辺に残る自然環境を活かした整備を望む。(委員)

ガイダンス施設はぜひ作って欲しい。(委員)

地元住民の意向や希望を取り入れながら計画を進めていって欲しい。(委員)

観光客が増えたことにより生じるプライバシーの問題も対策を講じて欲しい。(委員)

本堂の西側で見つかった沼または池がわかるような整備を考えて欲しい。(委員)

(4) 保存管理基準(案)の説明

外堀内の遺構を守りつつ、本證寺を支えてきたお住まいの方のコミュニティーも維持していく妥協点を見出したい。(事務局)

「景観に注意」とあるが、個人の権利に制限を加えるのは難しい。(委員)

市からいわれるのではなく、自分たちで自主的ルールを作ったほうが良いのでは。(委員)

住宅の改築時などに補助金が設けられれば違ってくる。(委員)

住宅の外観も重要かもしれないが、外堀内に住民が住むという土地利用の方法が現在まで引き継がれていることも重要。これも立派な景観だと思う。(委員)

「寺内」の景観とコミュニティーが現在まで継承されていることに価値がある。(委員)

第2回 本證寺境内保存活用計画検討会議

日 時 平成27年8月4日(火) 午前10時から12時

場 所 安城市歴史博物館講座室

出席者 天野暢保委員長、村岡幹生副委員長、鈴木正貴委員、林昌弘委員、小山興円委員、矢田正勝委員、杉浦政司委員、野口哲也愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室主査

内 容

1 あいさつ

2 協議事項

(1) 計画策定の目的と理念の検討

史実に忠実であるとともに、魅力的であることを両立させ、地域の発展(「まちづくり」)に寄与できるような目的と理念を定めたい。(事務局)

(2) 保存活用計画の基本方針の検討

目的と理念に従い、本證寺の文化財(本質的価値)を保存し次世代へ継承することと魅力的な活用整備をすることで、「まちづくり」の中心とすることの2点を実現するための方針としたい。(事務局)

(3) 本質的価値と構成要素についての検討

前回の議論を参考に、本質的価値のなかに景観や自然環境を加えた。(事務局)

本證寺に残る伝説や神仏分離令による野寺八幡宮を歴史文化資源として評価した。(事務局)

本證寺の立地する地形である湿地もまた、本質的価値であると考えた。(委員)

無形文化財として「おきょうえんさん」が挙げられているが、これを支えてきた「寺内」のコミュニティが現在まで継続していることも本質的価値の一部である。(委員)

江戸時代の本證寺領が触れられていない。(委員)

(4) ゾーニングと保存管理基準(案)についての検討

ゾーニングは基本的に外堀内で考えている。(事務局)

江戸時代の本證寺領も重要な価値がある。同レベルの保存は難しいとしても、その範囲と意味を見学者などに知らせられる方法が欲しい。(委員)

本證寺領には、木戸や築地塀があったと古文書に記されている。今後、これらの痕跡を発見していくような発掘調査を望む。(委員)

遺構は単に残すだけでなく、積極的に復元していることが重要だと思う。(委員)

「景観に注意」とあるが、具体的なイメージがわからない。イメージが共有できるような方策をとって欲しい。(委員)

(5) 保安計画の検討

本證寺で窃盗未遂事件が発生したため、保安計画も検討したい。(事務局)

異論はないが、今回の整備の全体計画のなかで考えた方がよい。(委員)

第3回 本證寺境内保存活用計画検討会議

日 時 平成27年9月15日(火) 午後1時30分から4時

場 所 安城市歴史博物館講座室

出席者 天野暢保委員長、村岡幹生副委員長、鈴木正貴委員、林昌弘委員、小山興円委員、矢田正勝委員、杉浦政司委員、佐藤正知文化庁主任調査官、野口哲也愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室主査

内 容

1 あいさつ

2 協議事項

(1) 前回までの確認

- ・計画策定の目的と理念について

前回の内容について了承。(委員)

- ・保存活用計画の基本方針について

前回の内容について了承。(委員)

- ・対象範囲とそのゾーニングについて

今回の考え方は、16世紀前半に築かれた外堀のなかだけを対象としているが、創建からそれまでにあったであろう周辺の遺跡が含まれていない。(委員)

- ・本質的価値と構成要素について

前回の修正箇所について了承。(委員)

(2) 計画書の章立てについて

保存管理だけでなく、活用整備を両立した計画書にして欲しい。(助言者)

各章を整理し、保存管理、保存整備、活用整備に分けていくべきと考える。(委員)

各章で、まず現状と課題を整理し、それらを解決する形で各施策を示していくべき。(委員)

桜井南部地区の「まちづくり」の中心となるような取組を盛り込みたい。(委員)

(3) 保存管理基準の検討

前回の議論で触れられた、本證寺領についても、何らかの保存管理基準を示すべき。(委員)

(4) 遺構保存手法の検討

保存手法については、市民協働を進めながら、地域住民とともに作っていくという姿勢を示している。(事務局)

まず、各構成要素の現状と課題を整理しておくべき。(委員)

「市は」「地域住民は」といった主語を明示し、責任の所在を明確にしておくべき。(委員)

第4回 本證寺境内保存活用計画検討会議

日時 平成27年11月19日(木) 午前10時から12時

場所 安城市歴史博物館講座室

出席者 天野暢保委員長、村岡幹生副委員長、鈴木正貴委員、林昌弘委員、小山興円委員、矢田正勝委員、杉浦政司委員、松本彩愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室主事

内容

1 あいさつ

2 協議事項

(1) 前回までの確認

- ・報告書の章立てについて

前回の内容について了承。(委員)

- ・保存管理基準の検討

本證寺領の木戸や築地塀について、発掘調査による発見を目指す旨を明記するべき。(委員)

10月17日に野寺評議員会で、まちなみ景観ルール(案)を提示した。(事務局)

こうしたルールは、市が決めると「上からの押し付け」と解釈される。時間はかかるうとも、まず「勉強会」から始め、地域住民が自ら作り上げていく形にするべき。(委員)

- ・遺構保存手法の検討

現存する外堀の一部を一般的なガードレールが囲っている。このような歴史的景観と不釣り合いなものも指摘しておくべき。(委員)

基本的な考え方として、市は整備など特別な場合にかかわり、それ以外はできるだけ本證寺と地元とが行っていく方向が良いのではないかと。(委員)

市と地域住民との協力関係は、別に定めていった方が良い。(委員)

樹木管理の責任分担についてもはっきりさせておくべき。(委員)

(2) eモニターアンケートの結果について

9月に1,041人を対象にアンケートを実施した。本證寺の知名度が約半数ということで、PRの不足を実感している。(事務局)

本證寺のメインキャラクターを設けてPRしていくと良いのではないかと。(委員)

本證寺のハスがこれほど広く認知されているのは知らなかった。(委員)

とても良い情報なので、今後もアンケート調査を継続して行って欲しい。(委員)

(3) アクセス及び動線の検討

現在のアクセス方法としては、自動車、駅から徒歩またはレンタサイクル、あんくるバス(コミュニティバス)がある。駐車場問題については以前から認識している。(事務局)

以前から指摘があると思うが、県道西尾小川線(294号)の問題にも対処して欲しい。(委員)

(4) 導入施設の検討

導入施設(ガイドランス施設)の必要性は認識しているが、現時点ではまだ建設が正式決定されていない。(事務局)

ガイドランス施設の機能だが、見学者への説明というだけでなく、地域活動の拠点として「まちづくり」の中心となるような位置づけを期待したい。(委員)

ボランティア活動の拠点としての位置づけも必要だと思う。(委員)

ガイドランス施設よりも、まず駐車場とトイレを設けるべき。(委員)

地域の特産品を販売する「おもてなしの場」も必要だと考える。(委員)

(5) 空間構成、整備水準及び維持管理、防災保安計画の検討

史跡公園整備については、周囲の自然環境を活かしていくような形としたい。(事務局)

マツ枯れによって失われた境内のマツを復元するのは良い。しかし、マツの手入れはコストがかかることも事実。(委員)

ハスだけでなく、カメやホタルなどに配慮した内容を期待する。(委員)

(6) 地域に根ざし、「まちづくり」の中心となる位置付けの検討

今回の計画のポイントの一つは、観光目的だけでなく、地域の中心としての「まちづくり」にも重点を置いていること。(事務局)

地域が活性化すれば、観光目的も達成できるであろうし、この二つは切り離せない。(委員)

まずは、「勉強会」を母体にして、活動の範囲を広げていきたい。(委員)

第5回 本證寺境内保存活用計画検討会議

日 時 平成28年1月21日（木） 午前10時から12時

場 所 安城市歴史博物館講座室

出席者 天野暢保委員長、村岡幹生副委員長、鈴木正貴委員、林昌弘委員、矢田正勝委員、杉浦政司委員、野口哲也愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室主査

内 容

1 あいさつ

2 協議事項

(1) 前回までの確認

・保存管理基準の検討

今回の整備計画後も未整備のまま個人所有の史跡指定地が残る。これを将来どのようにすべきかを示す必要が生じたので、三河一向一揆発生500年を目標とする2063年構想を加えた。(事務局)

まちなみ景観ルールは、例えば「歴史あるまちの品格」というような住民が「なぜやるのか」について納得できる理由が必要。(委員)

・史跡を構成する要素の保存手法の検討

前回の修正箇所について了承。(委員)

・導入施設の検討

委員や地域住民も含めて、こうした整備の成功事例を見学に行くような機会があると良い。(委員)

・空間構成、整備水準及び維持管理、防災保安計画の検討

防災や防犯も地域コミュニティーの力。これも「まちづくり」の一環として考えるべき。(委員)

・地域に根ざし、「まちづくり」の中心となる位置付けの検討

「まちづくり」は「まちぐるみ」での取組が重要。(委員)

野寺町の住民と桜井地区の住民では、今回の計画に対する捉え方が違う。これができるだけ広い範囲で同じになるようになると良い。(委員)

(2) 事業計画の見通し

用地買収も含め、向こう3年間の計画については、市の実施計画で採択を受けている。ただし、駐車場、ガイダンス施設、おもてなしの場については定まっていない。(事務局)

(3) 事業化に向けての課題等の整理

まず、市民に広くPRし、理解を得ることが重要。(委員)

市や地域のシンボルとなるような位置づけが求められる。(委員)

今後も地域のイベントなどを本證寺で開催していくことが望まれる。(委員)

(4) その他（これまでの検討内容に含まれなかった事項など）

「おきょうえんさん」の民俗調査を実施していくべき。(委員)

これまでは戦略拠点としての本證寺が取り上げられてきたが、そこで営まれていた「寺内(町)」の内容についても解明を進めていくべき。(委員)

公園の利用料金については、無料が良い。(委員)

同じ一向一揆の関連史跡がある白山市(石川県)を参考にしたり、連携をするなりしてはどうか。そこでは立派なガイダンス施設がある。(委員)